

はじめに

放送倫理・番組向上機構[BPO]
理事長 飽戸 弘

おかげさまで、BPOは2013(平成25)年度で発足10年を迎えることになりました。この10周年の記念行事として、二つのイベントを行うことができました。一つは、2013年12月に開催した『BPO10周年 記念シンポジウム』。これは、BPOのホームページに、動画を含めて詳しく紹介されているので参照していただきたい。もう一つは、2014年4月に刊行した『BPO 10年のあゆみ』の出版です。BPO活動に参加してきてくださった方々や、BPO活動に関係の深いマスコミ研究者、放送評論家、作家、弁護士など、実に幅広い分野の皆さんのが、BPOの意義や今後の課題、そして改革へのさまざまな示唆を熱く語ってくださっています。10周年を迎えることができたのも、こうした実に多くの方々のご支援のおかげと、心より感謝します。

BPOは、「放送事業者と視聴者をつなぐ第三者委員会を運営する組織」としてスタートしました。そこで、① 放送事業者とBPO、② 視聴者とBPO、そして、③ BPO自体について、考えてみたいと思います。

BPOの10年を振り返るとき、特にここ数年、① 放送事業者とBPOとの距離は大きく短縮されたと言ってよいでしょう。様々な「委員会決定」について各局の担当者と意見を交わす「意見交換会」や、BPOや放送倫理にかかる「講師派遣」、各局の「研修会」が、あわせて年間30回以上も開催され、真摯で自由闊達な意見交換が行われ、好評をいただいているいます。

双方の相互理解が深まった半面、BPOの委員会決定を怖れて作りたい番組も作れない、という声もあるようです。放送事業者が萎縮してしまっては、BPOの本来の役割からして逆効果であり、この点は大いに留意しなければなりません。しかし、放送事業者とBPOの相互理解が深まったことは間違いないありません。

一方、② BPOと視聴者・一般市民との距離は、なかなか縮まっていないように思われます。相変わらず、BPOには年間2万件に及ぶ意見が寄せられますが、そのほとんどは苦情です。「BPOは放送局の味方だ。だからBPOにいくら訴えても番組は少しも良くならない」「BPOは放送局の隠れ蓑に使われている」「BPOはもっと厳しく番組を監視し処罰してほしい」などなどです。そのたびに、視聴者応対担当者や広報担当者がBPOの役割について説明しますが、なかなか理解が進みません。BPOは番組を監視したり処罰したりする機関ではありません。放送事業者が自主自律的に改革・改善を行うのを後方から支援する、第三者機関なのです。これがなかなか理解されません。BPOの役割を正確に理解してもらうことが喫緊の課題です。

そのためには、BPOが目指している理念について、BPOが果たしている役割について、そして他のメディアと異なる放送独自の役割と甚大な効果について、しっかりと理論武装して、視聴者に理解してもらうよう説得していくことが必要でしょう。ただし、

それはBPOだけで実現することは難しいのです。民放各局・NHK・民放連などのBPO構成員はもとより、マスコミ研究者、放送評論家、放送法制の専門家などの皆さんと総力を結集して検討を重ね、説得にあたる必要があるでしょう。BPO批判に対応していくという受け身の姿勢ではなく、BPOの意義・役割を積極的に訴えていくという、攻めの姿勢が不可欠でしょう。

もう一つ重要な課題として、③ BPO自体の改革の問題があります。BPOはその設立の契機からして、最大の任務は3委員会が、独立して、自由に議論し、決定を積み重ねていくことで、新しい放送の倫理基準を作つて行こうということでした。私は、放送人権委員会の前身であるBRCの委員を9年務め、その後BPOの理事長に就任して7年が経過しました。この間、BPOの3委員会の独立はしっかりと確保され、ますます3委員会それぞれの意義も、より明確に理解されるようになったと思います。そこには放送事業者との交流が機能していることは明らかです。しかしその半面、3委員会の協力体制の強化、BPO全体の活動の意義・役割の再確認などが、必要な時期に至っているよう思います。

前述の『BPO 10年のあゆみ』にも書いたことですが、BPO発足当時のことが2、3、思い出されます。第1に、2003年秋、BPO発足の年に明らかになった「視聴率調査不正操作問題」があります。この問題は、視聴率調査の信頼、ひいては放送業界の信頼にかかる重大事であり、BPOとして声明を出す必要があるのではないかということになり、まず3委員会それぞれで議論し、「3委員長・理事長会談」を幾度も開き、同年12月11日、「視聴率問題に関する三委員長の見解と提言」をBRC委員長・飽戸弘、青少年委員会委員長・原寿雄、放送番組委員会委員長・木村尚三郎の連名で公表し、直後に「『3委員長の見解と提言』を出すにあたって」という清水英夫・BPO理事長のコメントも出されました。3委員会の迅速な対応が評価されると思います。

第2に、翌2004年6月、その直前に出されたBPO・放送人権委員会の委員会決定(「勧告」)を受け、総務省が情報通信政策局長名で当該テレビ局に対し「行政指導(厳重注意)」を行ったときも、これは放送業界が自主自律的に判断し改革・改善に励むというBPOの存在をはなはだしく軽視したものであるとして11月11日、前回と同じ3委員長による「テレビ局に対する総務省の行政指導に関する声明」を公表しました。

その後、このような大きな問題もなく、3委員長・理事長会談も行われていないことは、幸運ということができるでしょう。しかし、BPOの重要な任務が、個々の番組に対する審議・審理だけでなく、言論・報道の自由と国民の権利を守るという点で、放送界、報道機関を支援していくという任務があることを、この二つの3委員長声明は示していると言えます。

今日、3委員会による個々の番組の審議・審理の体制はほぼ整いました。今後は、こうした3委員会の連携の強化、BPOの理念の確認と、視聴者への懇切な説明など、BPO自体の任務を再検討していくことが喫緊の課題です。放送事業者の皆さんとの、旧来以上の、より積極的なご支援・ご協力を、切にお願いしたいと思います。